

# 県民ギャラリー利用規約

令和2年1月2日の美術館展示棟の再オープンにあたり、利用規約を改定いたしました。利用者の皆様におきましては、以下の内容のご周知及び遵守をお願いいたします。

## 1. 禁止事項

県民ギャラリーの利用にあたっては、次の事項を禁止します。

### 【基本利用】

- ① 貸しスペース以外の使用。
- ② 消火設備・非常口前・電話ボックス前での作品展示等。
- ③ 展示室内・廊下での生花・鉢植えの展示、持ち込み、受け取り。（持ち込んだ場合は内容に関わらず撤去します）
- ④ 粘着性の強いテープ類（ガムテープ、両面テープ、セロハンテープ、絶縁テープなど）の使用。
- ⑤ 美術館内での展示作品の販売。

### 【搬入出】

- ① 美術館正面玄関（総合受付）からの搬入出。
- ② 県民ギャラリー搬入口前の橋への車の乗り入れ。（橋の耐荷重制限のため）

### 【飲食及び飲食物の持ち込み】

- ① 県民ギャラリー搬入口（控室）以外での飲食。
- ② 県民ギャラリー搬入口（控室）内での食品や生ごみの放置。

### 【その他】

- ① 美術館敷地内での喫煙、屋外での喫煙もご遠慮ください。
- ② 在館者に迷惑をかける行為。（鑑賞・通行の妨げになる、騒音・物品の放置など）

## 2. 留意事項

県民ギャラリーの利用にあたっては、次の事項に留意してください。

### 【入退館】

- ① 会期中は職員用通用口から入館し、警備員から来館証を預かり、身に着けてください。
- ② 毎日、展示・作業開始時及び終了時には事務室までご連絡ください。開場の10分前にはご来館ください。なお、開場・閉場は原則としてご利用者立会いのもと行います。

### 【搬入出・展示作業】

- ① 搬入出は、美術館北側にある県民ギャラリー搬入口から行ってください。（ただし、雨天の場合は別途協議します）
- ② 搬入・展示・撤去作業の際は、お客様の鑑賞・通行の妨げとならないよう、静かに行ってください。（作業時は音漏れ防止と空調管理の為、出入口扉を閉鎖してください）
- ③ 搬入出作業時の休憩などで、廊下に作品や道具等を無人のまま放置しないでください。
- ④ 使用にあたり、危険を伴う備品があります。必ず美術館職員の指導を受けてから取り扱うようにしてください。

### 【利用期間中】

- ① 利用期間中は、必ず現場責任者を常駐させてください。
- ② 利用期間中の開錠・施錠については協議のうえ決定します。
- ③ 展覧会等についての電話による問い合わせは、展示室入口の内線電話に転送いたしますので、ご対応をお願いいたします。
- ④ 印刷物・看板等の広報物には、主催者の連絡先を明記してください。
- ⑤ 美術館の施設・設備を滅失・毀損させた時、備品に不具合があった時は、速やかに事務室にお申し出ください。
- ⑥ お客様のご利用により、駐車場・館内が混雑することが予想される時は、あらかじめ交通誘導・雑踏整理できる体制(警備員の雇用など)を整えてください。また美術館職員より、利用期間中スタッフの配備を要請することがあります。
- ⑦ 利用期間中に生じたゴミなどは、毎日全てお持ち帰りください。

### 【災害・緊急時の対応】

- ① 利用期間中に地震・火災・風水害・盗難その他の人災等により展示作品が滅失・毀損した場合、美術館は一切責任を負いません。また流行性感冒、暴風雨等により休館となった場合も、美術館は損害の補償はいたしません。ただし、使用料還付請求書を提出していただくことで、休館期間中の使用料は返還いたします。
- ② 地震・火災・風水害等でお客様を避難誘導する必要がある場合は、美術館職員の指示に従い、迅速に対処してください。

### 【利用終了後】

- ① 施設および利用した付属設備は、必ず原状に復してください。（整理整頓にご協力ください）
- ② 利用終了後は利用結果報告書を提出し、美術館職員立会いのもと点検を受け、美術館に引き渡してください。

### 【その他】

ご要望・ご質問等は、美術館事務室までご連絡ください。

令和元年9月9日  
高知県立美術館 学芸課